

## 改正箇所

### P T A 食育活動支援事業実施要綱

(対象事業等)

第2条 団体が実施する食育活動支援事業の助成の対象は、次のとおりとする。

(5) 助成金対象経費

科 目		助 成 金 の 限 度 額
食 材 料 費		1人当たり500円以内とし、調理講習会のみとする。
謝 金	講 師	1時間当たり5,800円以内、3時間以内(17,400円以内)とし、1人を限度とする。 <u>なお、食に関する専門家のみ対象とする。ただし、公務員(栄養教諭等)は対象外とする。</u>
	助手及び指導助言者	1時間当たり2,400円以内、2時間以内(4,800円以内)とし、1人を限度とする。 <u>ただし、公務員(栄養教諭等)は対象外とする。</u>
会場借上料等		10,000円以内とする。
事 務 費		10,000円以内とする。

附 則

7 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

#### P T A 食育活動支援事業助成金の申請に当たっての留意事項

2 助成の対象となる経費

(2) 謝金(講師)

食育活動の趣旨を理解し、必要な資格、経験等を有した専門家(栄養士、調理師、保健師、食生活改善推進員、野菜ソムリエ、食育サポーター等)に支払う謝金及び交通費を対象とする。

※ 野外活動家、防災関係者等の講師に対する謝金は、対象となりません。

※ 公務員(栄養教諭等)に対する謝金は、講師及び助手等ともに対象となりません。

5 請求について

事業終了後、速やかに実績報告書とともに請求書を提出してください。

なお、振込先の口座名義人は、原則としてP T A等団体代表者名義でお願いします。個人名義の口座についてはご遠慮ください。

また、請求書に記入された振込先口座番号等を確認するうえで、振込先通帳の表紙のコピーを必ず添付してください。